

全日本教職員組合  
中央執行委員長 北村 佳久  
日本高等学校教職員組合  
中央執行委員長 加門 憲文  
全国私立学校教職員組合連合  
中央執行委員長 永島 民男

## 福島原発事故にかかわる子どもの安全確保と教育保障についての要求

3月11日の東日本大地震と津波により発生した東京電力福島第一原発の重大事故は、安全対策を怠ってきた東京電力と政府による人災であることは明らかです。事故による放射性物質の大量放出が住民と子どもたちにもたらした被害は甚大であり、東電と政府は全責任を持って抜本的な対策を緊急に実施すべきです。

文部科学省は、4月19日、「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について」を発表しました。しかし、教職員や県民に対し検討の過程も理由も説明されないまま県教育委員会を通じて学校に通知されただけで、教職員は子どもや保護者に理解を求めることもできず、不安と疑問が広がっているのが実態です。放射線感受性が高い子どもの健康、将来にわたる影響をふまえ、子どもの被曝限度は可能な限り低くする必要があります。上記の文部科学省の「暫定的考え方について」は、これについて真剣な検討を経たものとは考えられないものであり、子どもと教育の所管官庁としての責任が厳しく問われます。

平常時に比べて高い放射線量のもとで多くの県民が生活し、学校が始まっている現状をふまえ、子どもたちの安全確保を前提に、教育活動を保障できる条件を整えるとともに、学校施設内の放射線量を引き下げするための国・県を挙げての抜本的な対策が求められます。

つきましては、以下の対策について緊急の対応を求めます。

### 記

1. 炉心の損傷や放射濃漏れなど事故に関するすべての情報を公表し、科学者・技術者の総力を結集し、福島原発事故の一日も早い収束を図ること。
2. 文部科学省が発表した「福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方」については、原子力安全委員会及び文部科学省での検討の経過を明らかにすること。成長期にある子どもたちへの放射線の影響と将来にわたり健康被害を及ぼす内部被ばくを考慮し、「校舎・校庭を平常どおり利用して差し支えない」とする基準について再検討すること。
3. 公立・私立を問わず、学校施設内の放射線量を引き下げするための抜本的な対策を講じること。
  - ① 校庭の汚染された表土を公費で除去すること。
  - ② 教室、体育館など施設内でのより安全な教育環境を確保するために、放射能対策に適したエアコンを設置するなどの対策を講じ、必要な予算を措置すること。
  - ③ 放射線量を常時監視するための設備をすべての学校に設置し、子どもたちの安全を確保し教育

を保障する立場から対応指針を改善すること。

4. 原発事故により多くの子どもたちが長期にわたり母校を奪われ、県内外に離散せざるを得ない異常な状況を早期に解決して原籍校を復興・再開することをめざし、子どもたちの教育を保障するための教職員の人的措置をおこなうこと。

- ① 3月11日の児童生徒数を基本とした教職員定数を確保するとの文部科学省回答（4月27日）をふまえて、教職員配置をおこなうこと。
- ② 教職員の加配については、文科省が「加配の事由」として示した3項目を含め、県内外への転校やサテライト授業を余儀なくされた児童・生徒への個別の対応や心のケアなど福島県の実態をふまえた加配措置を早急に具体化するとともに、次年度以降も原籍校の復興・再開を見通した柔軟な対応をおこなうこと。

5. 原発事故で被災し県内外に避難を余儀なくされた子どもをはじめ、福島県の子どものための教育と生活を保障するための対策を講じ、政府として財政的に支援すること。

- ① 転校に伴う学納金、制服など就学上の新たな費用について、全額公費負担すること。
- ② バスや鉄道などの通学費用、公的な通学手段の確保に全額補助すること。
- ③ 小中学生の就学援助の申請を促進すること。
- ④ 子どもの家庭の住居の確保、父母・保護者の就労支援など、生活支援策を講じること。

以 上